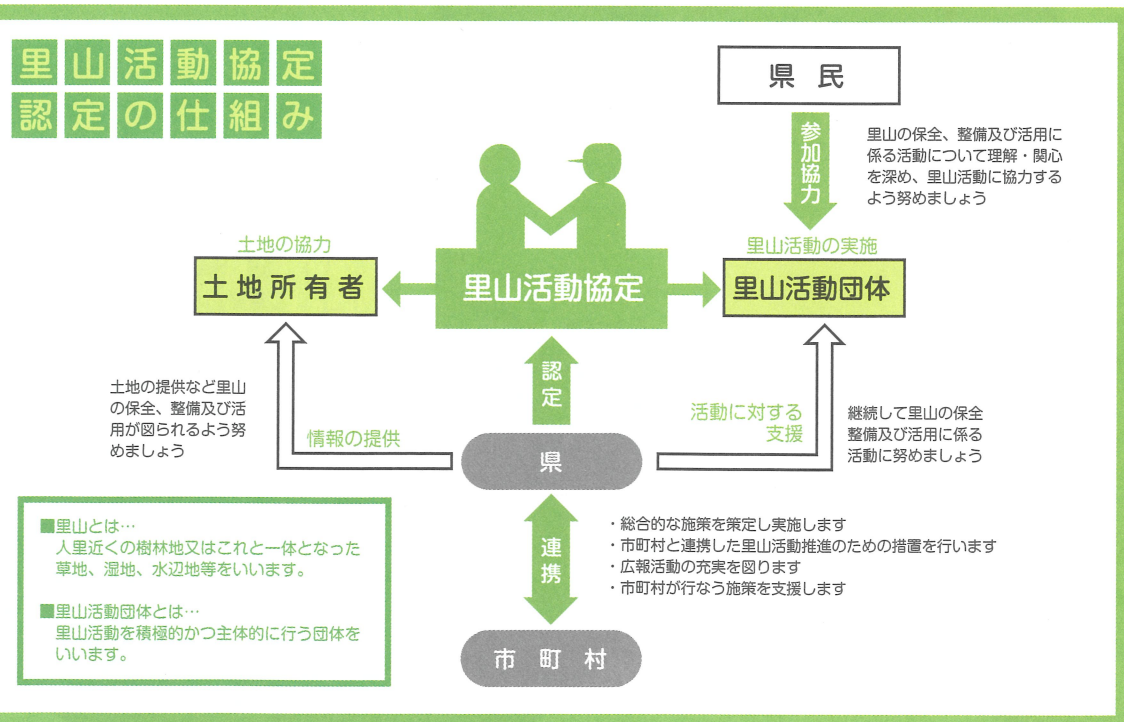


里山活動協定認定制度について

平成15年5月18日に千葉県で実施された全国植樹祭を契機に制定された千葉県里山条例では、NPO、市民団体、ボランティア団体、企業等の里山活動団体と里山の土地所有者との間で締結した「里山活動協定」を知事が認定する『里山活動協定認定制度』を設けました。

この制度は、協定を知事が認定することによって、里山活動団体が安心して里山活動に取り組むことができるとともに、土地所有者も安心して活動フィールドを提供できる仕組みを作り、里山活動の促進を図るものです。これにより認定を受けた里山活動団体を中心として、里山条例の趣旨とする里山活動が計画的かつ継続的に推進することが期待されています。

認定を受けた植林、間伐等の里山活動は、CO2吸収量認証制度の対象となります。



里山活動協定認定までの流れ



里山活動協定(変更)認定申請に必要な書類

番号	図 書 名	原申請	変更申請	廃止
1	里山活動協定認定申請書	●	×	×
2	里山活動協定変更認定申請書	×	●	×
3	認定里山活動協定廃止届	×	×	●
4	位置図	●	×	×
5	区域図	●	▲	×
6	目的となる土地の登記事項証明書	●	▲	×
7	里山活動団体の登記事項証明書及び印鑑証明書 (里山活動団体が法人でない社団又は財団である場合は、その代表者又は管理人の住民票抄本及び印鑑証明書)	●	▲	×
8	里山活動(変更)協定書(写)	●	●	×
9	規約及び会員名簿 (里山活動団体が法人でない社団又は財団である場合)	●	×	×

(注) ●は必要、▲は変更の内容によって必要、×は不要